

女性が輝く社会の実現に関する意見書

国は、女性の活躍を成長戦略の柱の一つと定め、2020年に指導的地位に占める女性の割合30%との目標を掲げ、女性活躍担当相を新設し、先の臨時国会に提出された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案で、国や地方公共団体への責務を設け、国は仕事と家庭の両立を図る環境整備等を定めた基本方針を策定するとした。

また、国や地方自治体に加え従業員が300人以上の企業・団体に対しては、女性の管理職の割合、採用比率及び勤続年数について把握し、分析した結果を勘案した数値目標を盛り込んだ行動計画を定め、公表することを義務付け、公共工事の実施等に当たっても、女性の登用に積極的に取り組んでいる企業・団体への発注の機会を増やすとしている。

よって、国におかれては、こうした取組を一層進め、女性が輝く社会を実現していくため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案を早期に成立させること。
- 2 2020年に指導的地位に占める女性の割合30%の目標を、民間に先駆けて国及び地方自治体が率先して取り組み、毎年その進捗状況を公表するようにすること。
- 3 女性が幅広い分野で活躍できるよう、職場復帰等の支援や企業支援、在宅テレワークの推進等、女性が働きやすい環境整備のための支援措置を創設すること。
- 4 家庭生活と仕事を両立できるよう、育児・介護休業制度の抜本的見直しや子ども・子育て支援新制度、放課後子ども総合プランを着実に実施し、同一労働にもかかわらず男女間に生じる賃金格差の実質的な解消に必要な措置を早急に講じること。
- 5 働く女性が妊娠や出産を理由に不利益な対応や嫌がらせを受けるマタニティハラスメントについて、企業等に対して撲滅に向けた行動計画の策定を義務付けること。
- 6 子どもの医療や教育に係る財政的支援や子育て世帯に対する住宅支援等、子どもや子育て環境の充実に向けて、予算や税制を抜本的に見直すこと。
- 7 女性の健康の包括的支援に関する法律案を成立させ、女性特有の疾病予防対策、不妊治療や不育症に対する助成の拡充等幅広い支援を行うこと。
- 8 長時間労働が是正されるよう、働き過ぎ防止のための取組を進めるとともに、長時間労働抑制のため必要なものについて、所要の法的措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月17日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
女性活躍担当大臣